

議 事 録

<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 一部公開・ <input type="checkbox"/> 非公開		非公開 部 分 理 由		
		文書管理責任者		
		保存期間	30 () ・ 10 ・ ⑤ ・ 3 ・ 1 ・ 随	
		作成日	令和8年2月18日	
		記録者所属 市民生活部人権同和政策課		
		職・氏名 主査 小山博志		
会議等の名称	令和7年度 東御市人権尊重のまちづくり審議会 (第3回)		開催日時	令和8年2月17日(火) 午前・午後 10時00分～ 午前 午後 11時15分
			場 所	東部人権啓発センター 大会議室
主催者(事務局)	市民生活部人権同和政策課人権同和政策係		司会者	人権同和政策課長 正村宣広
出席者	審議会委員：富岡茂樹、荻原輝久、小林和彦、西藤千代子、鳴澤恵美子、阿部貴代枝、高見沢心、小林峯雄、 原澤利明、山口千春 幹事：小松信子、寺田嘉彦、滝澤嘉紀、柳橋智、岩下雄司、正村宣広、小林祐次、掛川一郎、小宮山久美、 土屋岳史、春原和美 庶務：池田恵子、堀口さやか、岡澤健一、小山博志			
欠席者	審議会委員：傳田彰、野中祐司、三縄雅枝 幹事：中村 昌彦			
議 題	(議題)	(配布資料)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の委嘱について（1名 阿部委員） ・ 東御市人権施策の基本方針・基本計画（案）について ・ 東御市人権施策の基本方針に係る答申（案）について ・ その他 	会議次第、東御市人権施策の基本方針・ 基本計画（第4回改定案）、別紙資料		
(要点を箇条書き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規委員1名の委嘱を実施。 ・ 東御市人権施策の基本方針・基本計画（案）について、文字等の修正なし（案として決定）。 ・ 東御市人権施策の基本方針に係る答申（案）については、付帯意見をつけて答申とする。 			
次回への検討 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東御市人権施策の基本方針に係る答申（案）の整理。 			
次回開催	(日時)	(場所)		

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
		(司会進行・正村課長)
1 委嘱書交付		市民生活部長(市長代理)より新規委員1名に対して委嘱書交付
2 開会	職務代理	開会あいさつ
3 あいさつ		会長よりあいさつ
4 自己紹介		審議会委員、幹事、庶務の順番で自己紹介。
5 会議事項		会議事項は会長が進行。
(1) 東御市人権 施策の基本方 針・基本計画 (案)について	会長	計画の見直しにあたり、内容に重複する部分があり分かりづらいところがあった。人権とくらしに関する調査や人権セミナー等でも人権同和教育の推進は重要との意見があり、ライフステージに見合った人権教育が大事であると、審議会において事務局から説明がありました。今回の改定にあたり資料22ページのとおり2章を3章とし、人権同和教育の推進を加える形として素案にしました。
		第2回の審議会で素案を検討し、意見がありましたら事務局まで寄せるように、としたところです。自身も含め他の委員からも意見があったため、事務局と協議を重ねました。特に気になったのが基本方針と基本計画の関連性、具体的には、施策に対する取り組みの方向性や章ごとのつながり、流れが分かるよう事務局とともに必要な内容を加えました。
		パブリックコメントも多く寄せられ、私の考えに共通する内容も多くありました。会議の皆様には真摯に対応いただきありがとうございました。この後、事務局からパブリックコメントの結果を含めた説明がありますのでよろしくお願ひしたい。
	庶務	(案)について説明。審議会委員からの意見について別紙1、パブリックコメントの結果について別紙2を用いて説明。
	委員	①14ページ4の(1)「審議会幹事会」のメンバーは誰か。 ②27ページ3のウ「情報の発信」について、心の眼が削除になっているが心の眼はなくなるのか。ネットに触れられない人もいる。情報を視覚的に見ることも大事ではないのか。ホームページを見ることができない人への対処も考えるべきではないか。
	庶務	①本日出席している市部課長、事務局で構成している組織です。 ②心の眼は3か月に1回の掲載になっておりますが、広報の見直しに伴い変更することになった。今後の方法としてはホームページの活用や特集記事といった形で対処できればと考えている。

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
(2) 東御市人権施策の基本方針に係る答申(案)について	委員	特集のほかに「知ってもらう」課題として広報とはまた別の人権問題
		を課題として広報とは違った形で周知・お知らせをするべき。資料を
		後追いで見る形も大事。こういった対処はできないのか。
	庶務	どう伝えるか、ということに苦慮しているのは確かだが、パンフレッ
		トや冊子等を作る等、やれるところからできないかと考えている。他に
		良い方法があれば提案をお願いしたい。
	委員	他市町村では人権センター、隣保館だよりという形でやっている。人権
		を扱う場所として市民に発信するべき。途切れることなくやるのは大事
		だと思う。
	会長	視覚として残るものは大切にしてほしいと考える。
	委員	3章の24～26ページについて、短いが思いのこもった文章だと思う。
		若い父母や他県から来た父母が「そんなことがまだあるの？」という
		ことが出たり、他市町村からきた教職員についてもいい意味で気づき
		となる。東御市ほど人権教育を熱心に行っているところはないので、
		今後も東御市協議会と協力して推進していきたい。
	委員	パブリックコメントの番号14の「追記」については、すべてのページが
		対象になるのか。
	庶務	直した部分は色付けしているが、「この範囲で直した」という意味合い。
	会長	文字の修正はないため、これを基本計画(案)としたい。
	庶務	答申(案)を配布し、内容を説明。
委員	特に人権教育については章を起こして具体的になったことはありがたい。	
	市の学校教育、同和教育に取り組むうえで、保護者や社会人など年代に	
	よって認識がずれてしまっているのではと思っている。	
	最近では教育の認識も変わってきている。各世代にどうやってターゲッ	
	トを絞るか、ではないだろうか。	
委員	「すべての人が尊重されるまちづくり」を大事にしてほしい。積み重ね	
	てきたものを削ることは残念だが、「東御市に住んでよかった」と思え	
	るようにしてほしい。	
委員	「すべての人」はSDGsの考えでは「一人ひとりを取り残さない」という	
	ことになる。役場の職員時代に多くの計画を作ったが、計画がどこまで	
	しみこむかが大事。付帯意見をつけて答申をしてほしい。	
会長	「一人ひとりが尊重されるまちづくり」「あらゆる世代に教育をする」	

討議内容及び	(発言者名)	(発言内容)
経過	会長	旨の付帯意見をつけて答申をすることとしたい。
		文面や日程は私に一任でお願いしたい。
6 その他	庶務	答申については文面を整理し、写しにより報告したい。
	委員	資料を当日に確認したが、前もって資料はいただきたい。事務局も大変
		だとは思いますが、資料を見る時間をください。
	庶務	調整に時間を要し、資料の提示が当日になってしまい申し訳ありません。
7 閉会		今後はこういったことが無いよう気をつけたい。
	職務代理	閉会あいさつ